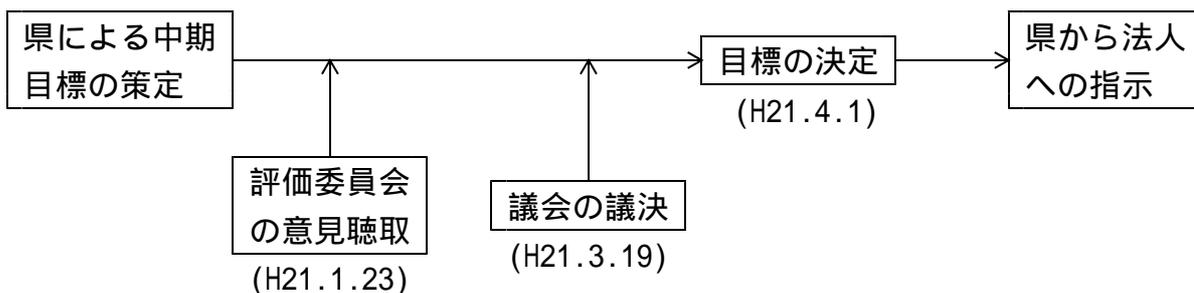


地方独立行政法人青森県産業技術センター中期計画(案)について

1 これまでの経緯と今後の手続

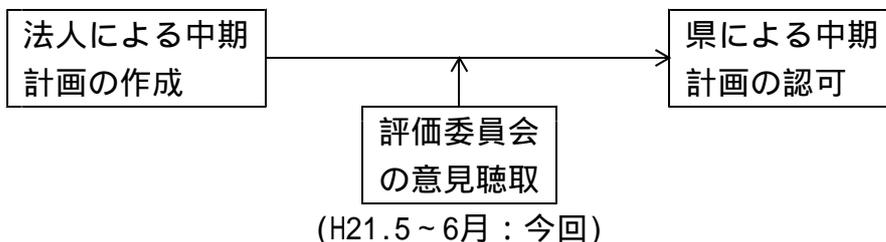
(1) 中期目標の指示(地方独立行政法人法第25条)

中期目標：法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め法人に指示するもの



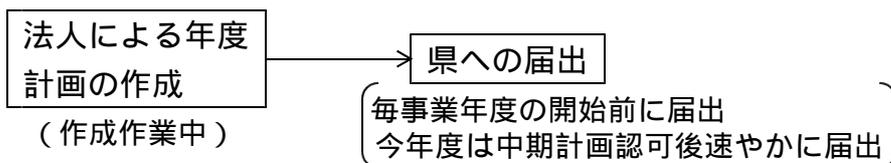
(2) 中期計画の作成・認可(法第26条)

中期計画：中期目標を達成するための計画として、法人が作成し知事の認可を受けるもの



(3) 年度計画の作成・届出(法第27条)

年度計画：認可を受けた中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画として、法人が作成し知事に届け出るもの



2 中期計画（案）の骨子について

中期計画では、中期目標の第二から第五において定めた以下の4つの目標を達成するための具体的な措置または必要事項について記載

(1) 「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標」を達成するためとるべき措置

中期目標で示した全ての項目において、取り組むべき内容が分かり易く整理されており、必要に応じて各分野ごとに研究の方向性が示されている。

中期目標に取り上げた「農工一体となった試験・研究開発」や「地球温暖化に対応した技術開発」などの重点項目については、本県の産業活動や生産現場に直結する具体的な取組内容が明示されている。

生産事業者の抱える技術的な課題の解決のため、技術相談や技術指導に積極的に取り組み、また、技術開発など現地での期待に応える内容となっている。

既に普及された技術についても技術改良等のフォローアップに取り組むなど研究成果の普及効果を高める取組内容となっている。

研究成果等に関する数値目標は、過去5年間の実績をやや上回る数値に設定されており、実現可能なものとなっている。

(2) 「業務運営の改善及び効率化に関する目標」を達成するためとるべき措置

選択と集中によるコストパフォーマンスに留意し、人材や知識、資金などの資源を効果的に活用することで、費用対効果を高める内容となっている。

外部評価の意見を取り入れ、必要性・客観性に配慮するなど、業務運営の改善と効率化に取り組むとしている。

(3) 「財務内容の改善に関する目標」に係る必要な事項

予算、収支計画及び資金計画など必要事項が定められ、予算執行については、運営経費の執行の効率化を図るため、物品等の購入に際し、可能な限り本部で一括発注するほか、外部からの研究資金（競争的資金、委託研究、依頼試験）を積極的に導入するとしている。

短期借入金の限度額については、事故等の発生に備え所要額が確保されている。

剰余金は、生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等に充てるとしている。

(4) 「その他業務運営に関する重要目標」に係る必要な事項

県との協力関係により、災害など県民の生活・産業を脅かすような事態へ迅速に対応するとしている。

(参考 : 平成 2 0 年度第 4 回評価委員会 資料 3)

地方独立行政法人の中期目標及び中期計画について

	中期目標	中期計画
制度上の位置付け	法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め法人に指示するもの。 〔法 25 条 〕	中期目標を達成するための計画として、法人が作成し知事の認可を受けるもの。 〔法 26 条 〕
記載事項	中期目標の期間 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 業務運営の改善及び効率化に関する事項 財務内容の改善に関する事項 その他業務運営に関する重要事項 〔法 25 条 〕	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 剰余金の使途 その他県の規則で定める業務運営に関する事項 〔法 26 条 〕
作成プロセス	評価委員会の意見を聴くとともに議会に議決を経る。 〔法 25 条 〕	評価委員会の意見を聴く。 〔法 26 条 〕
評価委員会との関わり	中期目標期間の終了時に、評価委員会は、中期目標の達成状況について評価を行う。 〔法 30 条 〕 法人の業務の実績を評価する際の基準という側面を有する。	

注 : 表中「法人」とは地方独立行政法人を、「法」とは地方独立行政法人法を指す。